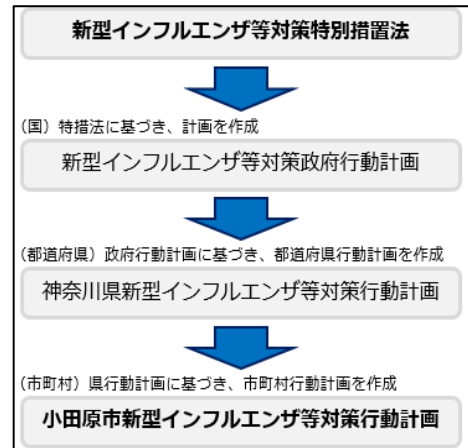


# 小田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## 1 背景

新型インフルエンザ等対策行動計画は、感染症危機が発生した際に感染拡大を抑制し、生命及び健康を保護するとともに、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、都道府県、市町村等が連携・協力し、行動できるようにするための指針として定めたものである。

このうち国及び神奈川県（以下「県」という。）の行動計画は、先般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、それぞれ令和6年7月、令和7年3月に改定しており、市町村にあっては令和8年7月までに改定を行うこととされている。



【図1 国・県・市の行動計画体系】

## 2 行動計画の改定概要

### (1) 国及び県の主な改定概要

ア 対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も想定。

イ 対策項目を6項目から13項目に拡充。各対策項目の取組を準備期、初動期、対応期の3期に分けて記載。特に準備期の取組を充実。

ウ 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化。

## (2) 市の主な改定概要

市町村行動計画は、国が示す手引きに準拠し、国及び都道府県の行動計画と整合性を図ること等の要件が国から示されている。このため、本市の行動計画も改定された国及び県の行動計画を踏まえた内容に改定する。

対策項目は、国が示す手引きに基づき、国・県・市で役割が異なることから、13項目のうち市は7項目を担うこととなる。

さらに、「新型コロナウイルス感染症の対応記録」でまとめた経験等を反映する。

対策項目	国	市 (保健所未設置)
<b>1 実施体制</b>	●	●
2 情報収集・分析	●	
3 サーベイランス	●	
<b>4 情報提供・共有、リコミュニケーション</b>	●	●
5 水際対策	●※	
<b>6 まん延防止</b>	●	●
<b>7 ワクチン</b>	●※	●
8 医療	●	
9 治療薬、治療法	●※	
10 検査	●※	
<b>11 保健</b>	●※	●
<b>12 物資</b>	●※	●
<b>13 住民生活及び住民経済の安定の確保</b>	●	●

※は新設項目

【図2 対策項目の一覧】